

雜報

- 第五條 企畫科では、左の事務を行ふ
- 一 調査研究の統轄に關すること
 - 二 調査研究の企畫に關すること
 - 三 調査研究の連絡に關すること
 - 四 調査研究資料の蒐集、整理及び編纂に關すること
 - 五 人口問題研究所分科規程
- 第六條 調査部では、人口問題に關する調査研究を行ふ
- 一 民族問題と理論との調査研究に關すること
 - 二 人口問題の社會生物學的調査研究に關すること
 - 三 人口問題の社會衛生學的調査研究に關すること
 - 四 人口問題の優生學的調査研究に關すること
- 第七條 調査部に左の四科を置く
- 昭和二十二年度調査研究項目の決定
- 第一科
- 第二科
- 第三科
- 第四科
- 第八條 第一科では左の事務を行ふ
- 一 人口問題及び理論に關すること
 - 二 人口史に關すること
 - 三 人口政策に關すること
 - 四 人口の統計學的調査研究に關すること
 - 五 外國の人口事情及び政策に關すること
 - 六 その他、他の主管に屬しない人口問題一般に關すること
- 第九條 第二科では左の事務を行ふ
- 一 人事に關すること
 - 二 官印の管守に關すること
 - 三 文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること
 - 四 會計に關すること
 - 五 所内取締に關すること
- 第十條 第三科では左の事務を行ふ
- 一 人口問題の社會生物學的調査研究に關すること
 - 二 人口問題の社會衛生學的調査研究に關すること
 - 三 人口問題の優生學的調査研究に關すること
 - 四 出生調節に關する調査研究
 - 五 新國際情勢下に於ける世界人口問題に關する調査研究